

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置が実施されます

令和5年の経済対策に基づき、所得水準や世帯構成等に応じて、各種給付金及び定額減税が実施されます。**詳細は決まり次第、順次お知らせいたします。**



最新情報は内閣官房ホームページをチェック

① 令和5年度住民税非課税世帯

18歳以下の児童1人あたり5万円が給付されます。(こども加算給付)
※令和5年度に1世帯あたり3万円・7万円(計10万円)を給付済

② 令和6年度住民税非課税世帯

1世帯あたり10万円が給付されます。また、18歳以下の児童1人あたり5万円が給付されます。(こども加算給付)
※令和5年度住民税非課税世帯は、給付の対象になりません。

③ 令和5年度・令和6年度住民税均等割のみ課税世帯

1世帯あたり10万円が給付されます。また、18歳以下の児童1人あたり5万円が給付されます。(こども加算給付)
※令和5年度で対象になる世帯は、令和6年度の対象にはなりません。

④ 定額減税・調整給付(住民税・所得税を納付している方)

- 納税者及びその配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年分の所得税から3万円、令和6年度分の個人住民税所得割から1万円が減税されます。(定額減税)
※合計所得金額が1,805万円超の方は対象外となります。
- 減税前の税額が少なく、定額減税しきれないと見込まれる方には、定額減税しきれないと見込まれる額が1万円単位で給付されます。(調整給付)
※令和6年度分の個人住民税額等がもとなる給付については、6月以降に市が情報を確認した後、給付を行います。

R5年度 住民税非課税世帯	R6年度 住民税非課税世帯	R5年度・R6年度 住民税均等割のみ 課税世帯	住民税・所得税を納付している方で、減税前の税額が少なく、定額減税しきれないと見込まれる方	住民税・所得税を納付している方
— ※令和5年度に1世帯あたり3万円・7万円(計10万円)を給付済	1世帯あたり10万円を給付 ※令和5年度住民税非課税世帯は、給付の対象になりません。	1世帯あたり10万円を給付 ※令和5年度で対象になる世帯は、令和6年度の対象にはなりません。	調整給付 定額減税しきれないと見込まれる額を1万円単位で給付 定額減税	納税者及びその配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年分の所得税から3万円、令和6年度分の個人住民税所得割から1万円を減税
18歳以下の児童1人あたり5万円を上乗せして給付(こども加算給付)				

【お問合せ】○給付について 社会福祉課 社会福祉グループ ☎63-1111 内線391
○こども加算給付について 子育て支援課 ☎63-1111 内線398
○調整給付額・定額減税について 税務課 税務グループ ☎63-1111 内線132

潮来市住民税均等割のみ課税世帯給付金

対象

世帯全員が令和5年12月1日時点で潮来市に住民登録があり、世帯全員が令和5年度(令和4年中の収入)住民税均等割のみ課税者で構成される世帯、または均等割のみ課税者と均等割非課税者で構成される世帯

※以下の世帯は対象となりません。

- ・住民税均等割が課税されている他の親族等により、全員が扶養を受けている世帯
- ・令和5年度住民税非課税世帯給付金(7万円)、他市区町村で実施する同等の給付金の支給対象世帯、または当該世帯の世帯主であった方を含む世帯

他にも条件があります。詳細はお問合せください。

支給額

1世帯あたり10万円

支給開始

4月下旬(予定)

申請期限 **6月28日(金)**

申請方法

対象と思われる世帯には、4月中旬から順次、「確認書」を送付します。必要事項を記入し、同封の返信用封筒でご返送ください。
※世帯の中に未申告者がいる場合は、住民税の申告後、該当する場合には申請書を添付書類とともにご提出ください(郵送可)。

【お問合せ】社会福祉課 社会福祉グループ ☎63-1111 内線390・391

